

三重県政務調査費の交付に関する条例施行規程

平成 19 年 4 月 27 日

三重県議会訓令第 2 号

最終改正：平成 23 年 3 月 8 日

三重県議会訓令第 1 号

三重県議会事務局

三重県政務調査費の交付に関する条例施行規程をここに公布します。

三重県政務調査費の交付に関する条例施行規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、三重県政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年三重県条例第 49 号。以下「条例」という。）に基づく政務調査費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派結成届等)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の会派結成届は第 1 号様式によるものとし、会派異動届は第 2 号様式によるものとする。

2 条例第 5 条第 2 項の会派解散届は、第 3 号様式によるものとする。

(会派等の通知)

第 3 条 条例第 6 条に規定する議長から知事への通知は、第 4 号様式により行うものとする。

(政務調査費の請求)

第 4 条 条例第 8 条第 1 項に規定する請求は、会派の代表者にあつては第 5 号様式により、議員にあつては第 6 号様式により行うものとする。

(政務調査費の使途基準)

第 5 条 条例第 9 条に規定する政務調査費の使途基準は、会派に係る政務調査費については別表第 1、議員に係る政務調査費については別表第 2 のとおりとする。

(旅費の計算方法)

第 6 条 政務調査費の支出に係る旅費については、三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 31 年三重県条例第 44 号）第 6 条から第 8 条までに規定する旅費の例により、計算することができる。この場合において、同条例第 6 条中「職務」とあるのは「調査研究」と、同条例第 7 条第 2 項から第 9 項まで及び第 11 項中「公務雑費」とあるのは「調査雑費」と、同条例第 7 条第 7 項、第 9 項及び第 11 項並びに第 8 条中「公務上」とあるのは「調査研究上」とする。

(あん分による支出)

第 7 条 一の支出を政務調査費及び政務調査費以外の経費により行う場合は、合理的な方法により、当該支出に係る額をそれぞれの経費に係る支出の額に明確にあん分しなければ

ばならない。ただし、明確にあん分し難いときは、一の支出に係る額の2分の1の額を政務調査費に係る支出の額とみなす。

(収支報告書及び写しの送付)

第8条 条例第10条の収支報告書は、会派にあっては第7号様式によるものとし、議員にあっては第8号様式によるものとする。

2 議長は、条例第10条の規定により提出された収支報告書及び証拠書類等の写しを知事に送付するものとする。

3 前項に規定する議長から知事への送付は、第9号様式により行うものとする。

(収支報告書に添付すべき証拠書類等)

第9条 条例第10条第4項第1号に規定する領収書その他の証拠書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 領収書

(2) 旅費及び当該旅費に付随する経費の支出に係る内訳を記載した支出計算書(第10号様式)

(3) 領収書を徴し難い場合の支払確認書(会派にあっては第11号様式、議員にあっては第12号様式)

2 条例第10条第4項第2号に規定する別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 政務調査費による支出の額が1件1万円以上の印刷費の支出に係る成果品等の写し

(2) 宿泊を伴う県外における調査研究に係る報告書(会派にあっては第13号様式、議員にあっては第14号様式)の写し

(3) 調査研究の概要を記載した報告書(第15号様式)の写し

(収支報告書等の修正)

第10条 会派の代表者及び議員は、条例第10条の規定により提出した収支報告書及び証拠書類等の記載等の修正をしようとするときは、第16号様式により議長に届け出なければならぬ。

2 第8条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による収支報告書の記載等の修正の場合について準用する。

(証拠書類等の整理保管)

第11条 会派の代表者及び議員は、政務調査費に係るすべての支出に係る証拠書類等の原本を整理保管し、これを条例第10条に規定する当該政務調査費に係る収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(閲覧)

第12条 条例第13条第2項に規定する収支報告書及び証拠書類等の写し(以下「閲覧書類」という。)の閲覧は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 閲覧に供する開始日は、収支報告書を提出すべき期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日とする。

(2) 閲覧に供する場所は、三重県議会議事堂1階議会図書室とする。

- (3) 閲覧に供する時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日は閲覧を行わない。
- (4) 議長は、特に必要があると認めるときは、閲覧を休止し、又は閲覧時間を短縮することができる。
- 2 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 閲覧書類を丁寧に取り扱いとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしないこと。
- (2) 閲覧場所には、カメラ、コピー機器及び危険物その他の閲覧者の迷惑になるものを持ち込まないこと。
- (3) 閲覧場所では、談話、飲食、喫煙その他の閲覧者の迷惑になる行為をしないこと。
- (4) その他係員の指示に従うこと。

附 則

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（平成20年1月22日三重県議会訓令第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年8月29日三重県議会訓令第6号）

この訓令は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成20年11月28日三重県議会訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日三重県議会訓令第4号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月8日三重県議会訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1（第5条関係）

使途項目	支出科目及び内容
調査研究費 会派が行う三重県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費	旅費（調査、視察、研究活動等に要する旅費） 需用費（調査研究活動に必要な消耗品等） 委託料（個人・団体に調査研究を委託する経費） 負担金（調査研究に必要な研究会等参加負担金） その他（連絡調整に必要な経費等）

<p>研修費</p> <p>会派が行う研修会、講演会等の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費</p>	<p>旅費（研修会等開催又は参加するのに必要な旅費）</p> <p>報償費（研修会、講演会の講師等謝金）</p> <p>需用費（研修会、講演会開催に必要な消耗品、茶菓代、資料印刷費等）</p> <p>使用料（研修会、講演会の会場及び機材借上費）</p> <p>負担金（研修会、講演会に参加するための負担金）</p> <p>その他（連絡調整に必要な経費等）</p>
<p>会議費</p> <p>会派における各種会議に要する経費</p>	<p>旅費（会議の準備、運営参加等に必要な旅費）</p> <p>需用費（会議に必要な消耗品、茶菓代、資料印刷費等）</p> <p>使用料（会議の会場及び機材借上費）</p> <p>その他（連絡調整に必要な経費等）</p>
<p>資料作成費</p> <p>会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費</p>	<p>需用費（資料の印刷製本費等）</p> <p>手数料（作成する資料の原稿料、筆耕翻訳料等）</p> <p>その他（連絡調整に必要な経費等）</p>
<p>資料購入費</p> <p>会派が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費</p>	<p>図書購入費（書籍等購入に必要な経費）</p> <p>その他資料購入費（新聞雑誌購読料、ビデオ等図書以外の資料購入費等）</p>
<p>広報費</p> <p>会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費</p>	<p>旅費（広報活動に必要な旅費）</p> <p>需用費（広報紙、報告書等の印刷製本費等）</p> <p>通信運搬費（広報紙、報告書の配布送料等）</p> <p>その他（連絡調整に必要な経費等）</p>
<p>事務費</p> <p>会派が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費</p>	<p>需用費（事務用品等の消耗品購入費用等）</p> <p>通信運搬費（電話、FAX等に必要な経費等）</p> <p>その他（備品購入、機器リース又は連絡調整等に必要な経費等）</p>
<p>人件費</p> <p>会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費</p>	<p>職員の給料、手当、社会保険料、賃金等</p>

別表第2（第5条関係）

使途項目	支出科目及び内容
<p>調査研究費 議員が行う三重県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費</p>	<p>旅費（調査、視察、研究活動等に要する旅費） 委託料（個人・団体に調査研究を委託する経費） 需用費（調査研究活動に必要な消耗品等） 負担金（調査研究に必要な研究会等参加負担金） その他（連絡調整に必要な経費等）</p>
<p>研修費 団体等が行う研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費</p>	<p>旅費（研修会等へ参加するのに必要な旅費） 負担金（研修会、講演会に参加するための負担金） その他（連絡調整に必要な経費等）</p>
<p>会議費 議員が行う地域住民の県政に関する要望、意見を吸収するための各種会議に要する経費</p>	<p>旅費（会議の準備、運営参加等に必要な旅費） 需用費（会議の消耗品、茶菓代、資料印刷費等） 使用料（会議の会場及び機材借上費） その他（連絡調整に必要な経費等）</p>
<p>資料作成費 議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費</p>	<p>需用費（資料の印刷製本費等） 手数料（作成する資料の原稿料、筆耕翻訳料等） その他（連絡調整に必要な経費等）</p>
<p>資料購入費 議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費</p>	<p>図書購入費（書籍等購入に必要な経費） その他資料購入費（新聞雑誌購読料、ビデオ等図書以外の資料購入費等）</p>
<p>広報費 議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費</p>	<p>旅費（広報活動に必要な旅費） 需用費（広報紙、報告書等の印刷製本費等） 通信運搬費（広報紙、報告書の配布送料等） その他（連絡調整に必要な経費等）</p>
<p>事務所費 議員が行う調査研究に必要な事務所の設置、管理に要する経費</p>	<p>賃借料（事務所の賃借料） 管理運営費（事務所の光熱水費等に要する経費） その他（事務所の管理運営に要する経費）</p>

<p>事務費</p> <p>議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費</p>	<p>需用費（事務用品等の消耗品購入費用等）</p> <p>通信運搬費（電話、FAX等に必要な経費等）</p> <p>その他（備品購入、リース又は連絡調整等に必要な経費等）</p>
<p>人件費</p> <p>議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費</p>	<p>職員の給料、手当、社会保険料、賃金等</p>

第1号様式

年 月 日

三重県議会議長 様

会 派 名
代表者名 印

会 派 結 成 届

三重県政務調査費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 会派の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 政務調査費経理責任者の氏名
- 4 所属議員数
- 5 所属議員氏名
- 6 結成した年月日

年 月 日

第2号様式

年 月 日

三重県議会議長 様

会派名
代表者名 印

会 派 異 動 届

三重県政務調査費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動年月日

年 月 日

2 異動内容

区 分	新	旧
会派の名称		
代表者の氏名		
政務調査費 経理責任者の 氏 名		
所属議員数		
異動のあった 所属議員氏名		

第3号様式

年 月 日

三重県議会議長 様

会 派 名
代表者名 印

会 派 解 散 届

三重県政務調査費の交付に関する条例第5条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 解散した会派の名称

2 解散した年月日

年 月 日

第4号様式

年 月 日

三重県知事 様

三重県議会議長 印

政務調査費の交付を受けようとする会派及び議員について

三重県政務調査費の交付に関する条例第6条の規定により、政務調査費の交付を受けようとする会派及び議員について下記のとおり通知します。

記

1 会派について

2 議員について

第5号様式

年 月 日

三重県知事 様

会 派 名

代表者名

印

年度政務調査費請求書

三重県政務調査費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり政務調査費を請求します。

記

1 請求金額 円

ただし、 年 月 ~ 年 月分 (所属議員数 名)

2 所属議員氏名

第6号様式

年 月 日

三重県知事 様

氏 名 印

年度政務調査費請求書

三重県政務調査費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり政務調査費を請求します。

記

1 請求金額 円

ただし、 年 月 ～ 年 月分

第7号様式

年 月 日

三重県会議長 様

会 派 名
代表者名 ㊟

年度政務調査費に係る収支報告について

三重県政務調査費の交付に関する条例第10条第1項（第2項）の規定により、別紙のとおり 年度政務調査費収支報告書を提出します。

別紙

年度政務調査費収支報告書

会派名

1 報告対象期間 年 月 日 ~ 年 月 日

2 収 入

政務調査費 _____ 円

3 支 出

(単位：円)

項 目	支 出 額	内 訳	備 考
調査研究費			
研 修 費			
会 議 費			
資料作成費			
資料購入費			
広 報 費			
事 務 費			
人 件 費			
合 計			

4 残 余

_____ 円

注) 内訳欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

第8号様式

年 月 日

三重県会議長 様

氏 名 印

年度政務調査費に係る収支報告について

三重県政務調査費の交付に関する条例第10条第1項（第3項）の規定により、別紙のとおり 年度政務調査費収支報告書を提出します。

別紙

年度政務調査費収支報告書

氏名

1 報告対象期間 年 月 日 ~ 年 月 日

2 収入

政務調査費 _____ 円

3 支出

(単位：円)

項目	支出額	内 訳	備 考
調査研究費			
研 修 費			
会 議 費			
資料作成費			
資料購入費			
広 報 費			
事務所費			
事 務 費			
人 件 費			
合 計			

4 残余

_____ 円

注) 内訳欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

第9号様式

年 月 日

三重県知事 様

三重県議会議長 閣

政務調査費収支報告書及び証拠書類等（写し）の送付について

三重県政務調査費の交付に関する条例施行規程第8条第2項の規定により、
年度政務調査費収支報告書及び証拠書類等の写しを別添のとおり送付します。

第 10 号様式

旅 費 等 支 出 計 算 書

旅 行 者 職 氏 名						印	
用 務							
調 査 日 程 及 び 調 査 先	年	月	日	～	年	月	日
	都・道・府・県			(郡)	市・町・村		
	(調査先名称)						
支 出 内 訳	1 旅費					円	
	(運賃等 1)					円)	
	(運賃等 2)					円)	
	(運賃等 3)					円)	
	(運賃等 4)					円)	
	(運賃等 5)					円)	
	(自家用車使用	円/km	×	km	=	円)	
	(宿泊費	円/泊	×	泊	=	円)	
	(調査雑費	円/日	×	日	=	円)	
	(加減額 1)					円)	
	(加減額 2)					円)	
	(加減額 3)					円)	
	2 付随する経費					円	
	(参加費、資料代等					円)	
	(手土産代	円/箇所	×	箇所	=	円)	
(その他 1 (内容					円)		
(その他 2 (内容					円)		
(その他 3 (内容					円)		

第 11 号様式

政 務 調 査 費 支 払 確 認 書

1 支払年月日

年 月 日

2 支払金額

_____ 円

3 支払先

4 使途項目及び支出科目

5 支出内容

上記のとおり相違ないことを確認します。

年 月 日

支払者議員氏名 ⑩

政務調査費経理責任者氏名 ⑩

会派代表者氏名 ⑩

第 12 号様式

政務調査費支払確認書

1 支払年月日

年 月 日

2 支払金額

_____ 円

3 支払先

4 使途項目及び支出科目

5 支出内容

上記のとおり相違ないことを確認します。

年 月 日

支払者議員氏名

印

第13号様式

政務調査等報告書

会 派 名 代 表 者 名	⑩
旅 行 者 職 氏 名	⑩
調 査 日 程 及 び 調 査 先	
調査の目的	
経費内訳	
調査概要等	

第14号様式

政務調査等報告書

旅行者 職氏名	④
調査日程 及び 調査先	
調査の目的	
経費内訳	
調査概要等	

第 15 号様式

年度調査研究活動の実施概要報告書

会派（議員）名 _____

調査研究活動の主な内容、成果等

第 16 号様式

		年	月	日
三重県議会議長	様			
	(会派の場合) 会 派 名			
	代表者名	印		
	(議員の場合) 氏 名	印		
収 支 報 告 書 等 修 正 届				
三重県政務調査費の交付に関する条例第10条第 項の規定により、 年 月				
日付けで提出した「 年度政務調査費収支報告書」等について、下記のとおり修正				
します。				
記				
1	修正理由			
2	修正書類			
	ア 収支報告書	イ	領収書その他の証拠書類等の写し	
3	修正箇所及びその内容			
	ア 収支報告書			
	(ア) 収入(修正後の収入額)		円)	
	(イ) 支出(修正項目)	
	(修正後の支出合計額		円)	
	(ウ) 残余(修正後の残余額		円)	
	イ 領収書その他の証拠書類等の写し			
	(修正箇所及びその内容)			
4	残余額(いずれかの記号に○印の上、アの場合は金額を記載してください。)			
	ア 修正の結果生じた新たな残余は、 _____ 円であり、返還する。			
	イ 残余なし			

注) 1 該当する記号に○印を付けること。

2 修正内容については、提出済み写しに加除を行い、訂正印を押印の上、添付すること。